

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年3月23日 午後4時11分～午後7時10分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	北 垣 裕 之
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	梅 山 耕 一 郎
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
学 校 教 育 部 次 長	宮 原 久 弥
社 会 教 育 部 長	安 田 博 之
企 画 管 理 課 長	中 島 章 仁
職 員 課 長	竹 原 努
幼稚園・高校企画推進担当課長	北 川 貴 宏
学 事 課 長	池 下 克 哉
学 び 企 画 担 当 課 長	桐 山 勉
歴博・文化財担当課長	楞 野 一 裕

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第12号 職員の人事について
- (2) 議案第13号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第14号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第15号 尼崎市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第16号 尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について
- (6) 議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第18号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第19号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
- (9) 議案第20号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について
- (10) 議案第21号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について
- (11) 議案第22号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (12) 議案第23号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
- (13) 議案第24号 尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について

- (14) 議案第25号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について
- (15) 議案第26号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- (16) 議案第27号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (17) 議案第28号 尼崎市指定文化財の指定について

### 日程第3 教育長の報告と委員協議

午後4時11分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
日程第2「議事」の「議案第12号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 よって、「議案第12号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。

松本教育長 また、日程第2「議事」の「議案第27号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 よって、「議案第27号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適當であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 2月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

次に、日程第2「議事」の「議案第13号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。池下 学事課長。

学事課長

学事課長でございます。それでは、議案第13号の内容につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料26ページをお願いします。

改正理由でございますが、令和2年4月1日より旧北難波小学校区における中学校の通学区域を日新中学校から中央中学校に変更することに伴いまして、運用の一部見直しを図るため、通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正しようとするものでございます。その下、改正内容でございますが、次の27ページの新旧対照表をご覧ください。平成25年11月8日教育委員会規則第12号中の付則第2項におきまして、右の現行規定を左の規定に改正しようとするものでございます。下線部分の文言を一部削除します。また、規則におきまして、平成26年4月に旧北難波小学校は旧梅香小学校と統合し、「難波の梅小学校」となった6年後の令和2年4月に中学校の校区を変更するという規定になっております。現在の規則における経過措置は、確かに当時の2つの小学校に在籍する児童に対して、経過措置を設けて円滑な中学校への進学に資するようにしておりましたが、先ほど申し上げました平成13年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれの子、令和2年4月以降は中学校2年生と3年生が現在でも在学中になるのですが、他の校区や市外から旧北難波小学校区に転入してきた同じ学年の生徒も日新中学校へ通学してもらうという運用を図るものとなっております。しかしながら、4月から対外的には中央中学校に変更しますので、4月以降に旧北難波小学校区へ他市や他校区から転入してくる中学2年生、3年生の中学校が公表している中央中学校ではなく、日新中学校というのは、中学校の就学先に混乱を生じかねないとの判断に至り、規則のうち、該当する部分の付則の文言を削除しようとするものでございます。次の28ページの表をご覧くださいとわかるのですが、これは旧北難波小学校区の児童の進学先を示したのですが、現状の規定のままでは中学校1年生は中央中学校、2年生、3年生は日新中学校になってしまい、例えば他市から中学校1年2年といった年子の兄弟姉妹の転入があった場合には別々の中学校になってしまいます。なお、現時点では、旧北難波小学校区の進学先は日新中学校であり、これまで進学先に支障は生じておりません。4月以降、中央中学校に校区を変更するこの時期に改めて、校区の運用や就学先の決定についての手続きを改めて確認したところ、この議案を提案するに至ったものでございます。以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員

中央中学校と日新中学校の生徒数は。

学事課長 中央中学校はクラスで言うと20クラス程度で、日新中学校は来年度13クラス程度になると見込んでおります。

磯田委員 中央中学校に変更することによって、3、4年先の学校の編成はどのように変わってくる可能性があるか。

学事課長 3、4年後はそこまでクラス数の変動はないが、子どもの数が減っていることから微減はします。日新中学は、ずっと4クラスであったが、次の4月から3クラスとなります。

磯田委員 隣接している中央中学校と日新中学校とで大規模・小規模校として格差が生じないか心配。また、先生方の配置についても格差が生じないよう今後、3、4年を見据えながら対策を考えないといけないと思う。

学事課長 日新中学校だけではなく、他の中学校もクラスが減ってきているところで、中期的に推移をみていきます。

濱田委員 今更ですが、日新中学校と中央中学校はどこの小学校がいくのか。

学事課長 日新中学校は、今は七松小学校と立花南小学校の一部です。中央中学校は、難波の梅小学校と竹谷小学校と難波小学校です。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第13号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第13号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第14号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。桐山 学び企画担当課長。

学び企画担当課長 教育総合センター 学び企画担当課長でございます。「議案第14号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、3月定例会資料議案説明資料議案の議第14号をご覧ください。

それでは、まず、今回の規則改正の理由についてご説明いたします。令和元年10月1日にあまがさき・ひと咲きプラザ内に尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」、尼崎市立ユース交流センター「あまぼーと、アマブラリ」がオープンいたしました。これまで、教育総合センターの教育情報コーナーは、アマブラリである旧図書館棟の3階に開設しておりましたが、10月1日にアマブラリが開館したことに伴い、

ひと咲きタワー教育総合センター3階に移転し、開設しております。この移転に際しまして、老朽化した16ミリフィルムや16ミリ映写機といった視聴覚教材及び視聴覚教具を一定整理し、視聴覚教材をDVDとし、現在の仕様に合わせるとともに、令和元年度末をもって16ミリ映写機操作講習会を含む視聴覚研修事業を廃止いたしますことから、改正を行うものでございます。

あわせて、教育総合センターをご利用いただく利用者の利便性を図るため、利用許可手続きの期日を変更いたします。さらに、一連の視聴覚教材等の整理に伴い、視聴覚教材の貸出し手続きの事前登録を廃止し、貸出簿への記載のみの手続へと改め、簡素化いたします。これらの変更等に伴いまして、関連する条文及び文言を改めるため、規則の一部を改正するものでございます。次に、主な改正内容といたしまして、三点ご説明いたします。一点目、利用許可手続きの期日の変更に係る改正といたしまして、教育総合センターを利用するにあたりましては、あらかじめ利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、提出いただき、許可書を交付しております。この提出期限につきまして、現行では、「利用しようとする日の3月前から2日前まで」となっておりますが、これを「利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から当該利用希望日まで」と改正し、利用者の利便性を図ることといたします。二点目、視聴覚教材等の貸出し手続きに係る改正といたしまして、現行では、視聴覚教材等の貸出しを受けようとする際には、本市に事務所を有する社会教育関係団体や18歳以上の市民の方は、事前に教育総合センターに氏名等をご登録いただき、教育総合センターが交付した当該年度末までの有効期限である登録証と教材等貸出申込書を提出いただく必要がございます。また、16ミリ映写機の操作方法がわからない方がその貸出しを受けるにあたっては、その操作方法についての講習を事前に受講していただいております。令和元年度末をもって、16ミリ映写機操作講習会を含めた視聴覚研修事業を廃止いたしますことから、視聴覚教材の貸出しを受けようとする際には、貸出簿へ記入いただく方法へと簡素化いたします。視聴覚教材の貸出し手続きの登録申請を廃止いたしますことから、関連する第6条及び第7条を削除し、関連する条文の文言を改めるものでございます。最後となります、三点目、この度の移転に伴い、老朽化していた16ミリフィルムや映写機といった視聴覚教材及び視聴覚教具を一定整理いたしましたことに伴います、視聴覚教材に係る関連条文及び別表の改正といたしまして、貸し出しする視聴覚教材を、現在の仕様に合わせてDVDのみといたしますことから、関連する条文及び別表を改正するものでございます。次に、改正後の規則の施行期日につきましては、令和2年4月1日とし、経過措置としまして、改正後の規則第3条第1項の規定は、令和2年4月1日以後の教育総合センターの利用について適用し、令和2年4月1日までの教育総合センターの利用については、なお、従前の例によるものといたします。以上で、「議案第14号 尼崎市立教育総合センター管理運営規則の一部を改正する規則について」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

最近借りた人はいるのか。

学び企画担当課長 昨年度は、1名です。

濱田委員 昔はフィルムがいっぱいあったかと思うが、そのフィルムはDVD化されるのか。

学び企画担当課長 DVD化は行わず、廃棄となります。

松本教育長 各学校は、どのように見せているのか。

学び企画担当課長 DVDやBlu-rayやインターネットからダウンロードしている。

松本教育長 教育総合センターが映像を持って貸し出すという役割はほぼ終わりつつあり、DVDはあるが、各学校において調べているということか。

学び企画担当課長 その通りです。

濱田委員 DVDの貸し出しもほぼないのか。

学び企画担当課長 貸せるDVDはあるが、借りに来られないです。

松本教育長 どのようなDVDがあるのか。

学び企画担当課長 文科省が発行している教材が多いです。ただ、スクリーン等の機材は借りに来ます。

濱田委員 機材とは、プロジェクターとかか。

学び企画担当課長 プロジェクターやスピーカーやスクリーンを借りに来られます。

松本教育長 16ミリ映写機はどうするのか。

学び企画担当課長 もう使用できるものではない状態です。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第14号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第14号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第15号 尼崎市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

て」を議題とします。提案理由の説明を求めます。楞野 歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 歴博・文化財担当課長でございます。それでは、「議案第15号 尼崎市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料57ページをお開きください。

本議案は、平成31年3月12日に「性の多様性に配慮した人権尊重」について、さらにその取組を進めるため策定されました本市の「公文書における性別記載の見直しについて」の指針に基づき、「尼崎市文化財保護条例施行規則」に規定されている様式を改正する必要があるため、提出させていただいたものでございます。改正内容は、「尼崎市文化財保護条例施行規則」第11条に基づき、文化財と認められる出土品の発見者が尼崎市教育委員会に提出する様式の、第12号様式「埋蔵文化財発見届」が、「公文書における性別記載の見直しについて」の指針の規定2の「必ずしも性別記載欄は必要ではないが、システム改修や要綱等の改正を必要とするもの」に該当いたしますことから、同指針の規定に従い、発見者の性別記載欄を削除し、あわせて、その他所要の整備を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。なお、参考資料としまして、「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」、「改元に伴う文書等の取扱いについて（通達）」、改正後と現行の様式の新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。以上で、「議案第15号 尼崎市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 他の公文書もこのような改正になるのか。

歴博・文化財担当課長 必ずしも性別記載が必要でないものについては改正しております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第15号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第15号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第16号 尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、「議案第16号 尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定」につきまして、ご説明いたします。なお、議案は91

ページから95ページにございますが、ご説明は議案説明資料を用いまして行いますので、94ページの議案説明資料をお開きください。

まず、1の「制定理由」でございます。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月11日に公布され、当該改正により学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされました。その指針において服務監督権者である尼崎市教育委員会において、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理のため、業務を行う時間の上限などに関する方針を規則等で定めることとされたため、教育委員会規則を制定するものでございます。

次に、2の「制定内容」でございます。規則を制定する目的でございますが、教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、学校における働き方改革が急務となっております。公立学校の教員につきましては、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものではないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠でございます。このような状況を踏まえまして、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、業務を行う時間の上限を定めようとするものでございます。なお、「超勤4項目」につきましては、議案説明資料の「(1) 目的」の下に、注釈を記載させていただいておりますので、ご清覧ください。

次のページをお開きください。この規則の対象の範囲についてですが、この規則の対象は、尼崎市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員全てが対象となります。次に、管理する勤務時間について、ご説明いたします。「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として、市教委が外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、時間管理の対象といたします。ただし、勤務時間外における自己研鑽等の時間は時間管理の対象に含まないものとされており、次に、在校等時間の上限時間について、ご説明いたします。原則、1月45時間、1年度において360時間といたします。ただし、予見できない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上限時間を超えて業務を行う場合は、1月100時間未満、1年720時間、また、当月から起算して2カ月間から6カ月間までの各期間における1月当たりの平均時間はそれぞれ80時間で、1年度において上限時間45時間を超えることができる月数は、6月までといたします。なお、特例業務といたしまして、大規模災害への対処など、特に緊急に処理することを要するものとして、教育委員会が認めるものに従事させる必要があるときは、上限時間を超えて勤務させることを妨げないものといたします。最後に、本議案に係る規則の施行日につきましては、令和2年4月1日からといたします。なお、2の(4)の②のウのところ、在校等時間の上限時間で、業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上限時間を超えて業務を行う場合の、2カ月間から6カ月間までの「各期間」における1月当たりの平均時間とありますのは、令和2年8月31日までの間は、令和2年4月以後の期間に限るものといたします。以上で、「議案第16号 尼崎市教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定」につきまして、説明を終わ

らせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 私の方から補足させていただきます。民間業者は、基本的に週40時間労働が法律で決まっており、36協定を締結すれば時間外労働に制限はなかった。しかし、働き方改革において、時間外労働時間の規制を行い、1月45時間、年間360時間までとした。一方で、教員については、時間外勤務手当を支給しない代わりに給料月額4%に相当する調整額が支給され、超勤4項目に限定されているものの、時間外労働が多い実態があったことから公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直しに繋がったと認識している。その中で、調整額を増やすのではなく、まずは、業務管理を行い、教員の業務量の適切な管理を行うため、時間外労働時間の上限を設定するものである。これに対して、令和3年度から夏休みのまとめ取りを利用できるよう制度改正が行われるが、1年間のフレックスタイム制が行われるようなもので総労働時間に変更はなく、労働時間を制限するものではないという違いがあります。

徳山委員 授業準備は、自己研鑽等の時間に含まれるのか。

職員課長 授業準備は在校等時間に含まれます。

徳山委員 タイムカードは導入しないのか。

職員課長 本規則では、時間外労働時間上限の目標値を定めたものです。在校等時間を把握する方法として来た時間、帰った時間をパソコンに入力し在校等時間を管理しています。タイムカードの利用は国も示していることから検討していますが、予算面を含め市長部局と調整が必要です。

仲島委員 「働き方改革」といって時間外労働時間の上限を定めても現場は全く楽にはならない。仕事量が減らない限り、残った仕事は自宅に持ち帰ってすることになるのです。指導要領の改訂でさらに内容は多くなったのに「早く帰れ」と言われても無理です。仕事の仕方が悪い教員もいるだろうが、ほとんどの教員は子どもたちのために毎日一生懸命に働いている。「働き方改革」というなら業務量を減らすか、人を増やすしかないと思う。上限を決めたり、タイムカードを導入すれば意識は変わるかもしれないが、根本的な解決にはならない。県教委から働き方改革のポスターも配られたが、そんな予算よりも人を増やす予算こそ必要です。上限を決めるが人も増やす。このセットでこそ現場は頑張れるのです。

松本教育長 規則制定後の管理の仕方は。

職員課長 現状、学校にあるパソコンを利用して、来た時間、帰った時間を入力し在校等時間

を管理しており、引き続き負担のないように管理していきたいと考えております。また、どのように労働時間を減らしていくかは、勤務時間の適正化について教育委員会事務局内の部課長級からなる庁内検討会議、教頭先生に集まっていただく推進会議でこれまでも事務見直しを図ってまいりました。今年度から学校園に安全衛生協議会を設置し、学校全体で現場の情報を得つつ、産業医の活用も広げていきたいと考えています。

松本教育長 現場の教員から聞いた話です。阪神淡路大震災のときに、市職員も教員も避難所開設対応を行ったが、市職員は手当がつくが、教員は教職調整額の制度があることから手当がつかない。このように教員は残業させやすい環境にあったが、この規則が制定されることによって時間管理を行い、教員の負担のないよう業務量の分析と改善するよう要望します。

仲島委員 教員の管理ばかりに目がいくのではなく、教員が働きやすい環境づくりをつくるのが大事です。阪神淡路大震災の時、私は学校現場にいましたが通常の業務と同時に避難所対応もやっていました。市職員の支援は本当に助かりました。ただ、市職員はそのあと代休が取れました。教員にも代休は与えられますが、平日に代休を取れるかといえば、子どもが学校に来ているのに休めないのです。出勤簿上は代休でも実際には出勤しているのです。やはり学校には教員が足りないのです。業務量が多いのです。教員が忙し過ぎるといい教育は出来ません。しっかりした授業が出来ません。いじめを発見する感度も低くなります。教員をどう管理するかより、どう働きやすい職場にするかをもっと考えてほしいのです。

磯田委員 クラブ活動は成り立つのか。

松本教育長 実際は時間内に収まっているのか。

職員課長 事務局で調査している中では、収まっておりません。

磯田委員 教育委員会からクラブ活動の指針を提示しなければいけないのでは。

職員課長 庁内検討会議において、部活動の外部指導員を導入することによって、教員の労働時間の適正化を図っています。また、教員の業務改善で、細かいところを言えば、メールの送り方を変えてみたり、スクールサポートスタッフの導入をしています。このように業務改善を行いつつ、規則で目標値ができたことから、今後も業務改善を進めていきたいと考えております。

濱田委員 学校へは、この規則制定は、働きやすくするためにということをしっかり伝えてほしい。

磯田委員 今後、現場の管理状況は教育委員会にも報告してほしい。

職員課長 現状の在校等時間や教員の負担軽減内容も報告させていただきたいと思っております。

徳山委員 この規則制定により、教員のケアはお願いしたい。

職員課長 産業医の配置を行い、産業医面談を受けてもらえるようにすることも検討しております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第16号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第16号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び、「議案第18号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第19号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について」、「議案第20号 尼崎市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令について」、「議案第22号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」、「議案第23号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」、「議案第24号 尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について」、「議案第25号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について」、「議案第26号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第17号から第26号までにつきまして、一括してご説明申し上げます。はじめに、議案第17号から第20号まで、及び議案第22号から第26号までにつきまして、一括してご説明申し上げます。2月の臨時会におきましてもご説明いたしましたとおり、令和2年度から学校教育部に保健体育課と学校給食課を、社会教育部に歴史博物館を新設することを主とした組織改正を行います。そのことに伴いまして、事務分掌や事務処理に関する規定の変更をはじめとした各種規則、規程及び協定の改正を行う必要が生じておりますこと、また、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして関係規定の改正を行う必要が生じておりますことから、それらにつきまして、あわせてご説明し、一括してご審議をお願いするものでございます。

はじめに、「議案第17号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び「議案第18号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改

正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。これらの規則は、教育委員会事務局と教育委員会の事業所の内部組織の事務分掌などを定めたものでございますが、今般の組織改正等に伴う文言整理を行う必要を認めましたことから、規則改正を行うものでございます。お手元の資料の99ページをお開きください。そちらに、議案第17号 教育委員会事務局事務分掌規則に係ります新旧対照表を記載しております。下線を引いている部分が改正箇所となります。まず、第2条ですが、学校教育部から学校保健課を削除し、同部に保健体育課と学校給食課を追加いたします。次に、第3条の2の第3項ですが、指導主事を配置する課を変更しようとするものです。第4条は、各課の分掌事務の規定となります。主として、今回の組織改正に伴う分掌事務の整理を行っておりますが、主なものをご説明いたします。100ページをお開きください。そのページの一番上、「職員の保健、安全及び公務災害に関する事務」を、職員課から新設する保健体育課に移管するため削除し、「学校における体罰の防止」をいじめ防止生徒指導担当から移管するため、追加します。職員課の事務の一部を体罰調査特命担当が担っておりますが、この、「学校における体罰の防止」は体罰調査特命担当が行うこととなります。そのページの下の方、学校保健課を削り、次のページ、101ページの保健体育課、その次のページ、102ページの学校給食課に割り振っています。102ページの下の方、社会教育課ですが、歴史博物館の新設に伴い、歴史博物館の事務を事業所事務分掌規則に移しますので、現在、歴博・文化財担当が担っている事務を社会教育課の分掌から削除します。

続きまして、「議案第18号 事業所事務分掌規則の改正」です。お手元の資料の112ページをお開きください。第5条のところですが、歴史博物館の分掌事務を追加するとともに、田能資料館、文化財収蔵庫の分掌事務を整理しております。なお、歴史博物館につきましては、総務局から教育委員会事務局へ移管する事務のうち、公文書館機能に係る事務については、市長の補助執行として取り扱います。少し飛びますが、お手元の資料の196ページをお開きください。そちらに、議案第26号「予算の執行に関する協定に係ります新旧対照表」を掲載しております。この協定は、市長の権限に属する事務のうち教育委員会事務局の職員等に補助執行させる事務を定めるものですが、歴史博物館の新設に伴い、総務局 地域研究史料館を歴史博物館に統合いたしますことから、地域研究史料館が担っております「歴史資料として重要な市の公文書等の保存及び利用に関する事務で特に必要があるもの」を、教育委員会事務局の職員等が補助執行する事務に加えるものです。

続きまして、その他、関連規則等の改正につきましてご説明いたします。少し戻っていただきまして、お手元の資料の137ページをお開きください。「議案第22号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程」ですが、事務分掌規則の改正を受け、変更のあった分掌事務や新設された課の事務に係る専決権者を定めるとともに、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員等に係る任免や勤務条件の変更についての専決権者を定めるものです。138ページの個別専決事項表の職員課のところ、これらは、会計年度任用職員制度の創設に伴う個別専決の改正を、その下のところ、新設する保健体育課の個別専決の新設、139ページの中ほど、新設する学校給食課の個別専決の新設、その下は、社会教育課の個別専決から歴史博物館に係るものを削除するものです。お手元の資料の155ページをお開きください。「議案第23号 尼

崎市教育委員会事業所処務規程」ですが、先ほどの事業所事務分掌規則に歴史博物館を追加したことに伴い、歴史博物館に係る専決権者を定める規定を加えるものです。お手元の資料の160ページの「議案第24号 尼崎市教育委員会事務局文書規程」、182ページの「議案第25号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」は、地域研究史料館及び文化財収蔵庫が歴史博物館となることに伴い、名称の変更等、所要の改正を行うものです。

最後に、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正でございます。会計年度任用職員制度は、地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から新たに導入されるもので、現行の非常勤嘱託員や臨時的任用職員などを、1会計年度の間必要と認める期間を任期とした一般職の非常勤職員へと移行しようとするものでございます。少し戻っていただきます。お手元の資料の118ページ、「議案第19号 尼崎市教育委員会職員の職名等に関する規則」、123ページ、「議案第20号 尼崎市教育委員会辞令式」につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の規定整備を行うものです。なお、先ほども申し上げましたが、「議案第22号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程」におきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員課の個別専決表等の一部を改正しております。最後になりましたが、これらの規則等の施行日は令和2年4月1日としております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第17号」及び「議案第18号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第22号」、「議案第23号」、「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第26号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第17号」及び「議案第18号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第22号」、「議案第23号」、「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第26号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第21号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第21号 「尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について」につきまして、ご説明申し上げます。この規程は、2人の教育次長の役割を明らかにするために、それぞれの事務分担に関して定めたものでございますが、教育次長不在時の役割を明確にするための規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。お手元の資料の132ページをお開きください。そちらに、「尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程」の新旧対照表を掲載しております。第3条第1項のところ、これまでは「事

故があるとき」と規定しておりましたものに、「教育次長が欠けたときについても、同様とする。」との文言を加え、教育次長不在時には他の教育次長が担任することを規定するものでございます。なお、第2項の重要なものにおける後関につきましては、教育次長が欠けたときには準用しないこととしております。最後になりましたが、施行日は令和2年4月1日としております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 「教育次長が欠けたときについても、同様とする」とはどういう例か。

職員課長 現在は、事故のみの規定しかしていないことから、病気や長期出張を想定していますが、欠けた場合とは、ポストはあるが配置されていない場合を想定しています。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第21号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第21号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第28号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。楞野 歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 歴博・文化財担当課長でございます。

それでは、「議案第28号 尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料203ページをお開きください。

本議案は、尼崎市文化財保護条例施行規則第14条第2項の規定に基づき、尼崎市教育委員会が令和元年9月30日に尼崎市文化財保護審議会に令和元年度尼崎市指定文化財の指定について諮問し、令和2年3月13日に同審議会から2件の文化財を指定候補物件とするよう答申を得ましたことから、尼崎市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、当該2件の文化財を尼崎市指定文化財に指定するため、提出させていただいたものでございます。指定の種別はいずれも「尼崎市指定有形文化財」でございます。1件目は、指定番号は第54号、名称は東園田遺跡出土玉杖形木製品、員数は1点、構造及び形式は全長68.3cm、最大幅8.6cm、最大厚1.2cm、木製品、所有者は尼崎市、所在の場所は尼崎市東七松町1丁目23番1号でございます。2件目は、指定番号は第55号、名称は足利義教御判御教書、員数は1通、構造及び形式は縦33.9cm、横54.8cm、一紙、未装、所有者は尼崎市、所在の場所は尼崎市東七松町1丁目23番1号でございます。

それぞれの指定候補物件の概要と指定理由につきましては、まず、1件目の「東園田

遺跡出土玉杖形木製品」の概要でございますが、東園田遺跡は、東園田町1丁目から2丁目にかけて所在する集落遺跡で、これまでの発掘調査等により、弥生時代中期から古墳時代後期にかけての建物などの遺構と、弥生土器や土師器などの遺物が出土しており、特に遺物の出土量の多さや各地域からの土器が出土していることなどから、古墳時代初頭には流通の要衝地として栄えた大集落であったと考えられます。玉杖形木製品は古墳時代初頭のもので、東園田遺跡第29次発掘調査の自然流路1の中層から出土したものでございます。材質はアカガシ亜属で、円柱状の棒軸部の上端に逆台形の基部を設け、その上を半円形にかたどり、さらにその上にはV字形の立飾りをもっております。共通した特徴を有する玉杖形木製品は全国で11点出土しておりますが、欠損が少なく、全体形状がほぼ残っているものは、本木製品と、鳥取県岩美町の塞ノ谷跡出土と、静岡県浜松市の恒武山ノ花遺跡出土の3点のみで、古墳時代初頭の本木製品は3点のうち最も古い時期のものでございます。玉杖は日本の古墳から出土する4世紀代の碧玉製品の一つで、大型の管玉を鉄芯で貫き、上部に湾曲したT字型の頭をつけ、石突がつく杖状の製品で、奈良県桜井市のメスリ山古墳、桜井茶臼山古墳出土のものが代表例となりますが、玉杖形木製品は、この玉杖を模したと考えられ、3世紀末から4世紀代に出土例が見られます。

次に指定理由でございますが、本木製品は権威の象徴である桜井茶臼山古墳出土の玉杖と酷似しており、出現時期は先行していると考えられます。出土例のなかでも古い時期のものであり、玉杖形木製品のルーツや変遷を研究する上で大変貴重なものでございます。全国でも出土例が少なく、古墳時代初頭のもので全体形状がほぼ残っているものとしては唯一であり、尼崎市の指定文化財としての価値を有するものでございます。参考資料として、全体と部分の形状と、出土状況の画像、変遷図と編年図等を記載しております。

続きまして2件目の「足利義教御判御教書」の概要でございますが、室町時代中期の正長2年、西暦1429年8月7日付けで出された室町幕府第6代将軍足利義教の命令書でございます。これまでに知られていなかった新出の資料で、平成10年に尼崎市が取得したものでございます。御教書は、高位の主君の意を伝えるために家臣が出す奉書形式の文書を指しておりましたが、室町時代には将軍が花押を据えて発する文書を意味するようになり、花押、つまり判があることから、古文書学では御判御教書と呼ばれております。同年8月30日付けで姫路市の松原八幡宮の敷地などを安堵した御判御教書とは法量がほぼ一致しており、畳み方や筆跡にも共通点が認められます。内容は、醍醐寺三宝院門跡に対し、同門跡領への役夫工と呼ばれる伊勢神宮式年遷宮の費用として賦課される臨時課役を免除し、守護の使節の立ち入りを禁止することを伝えたものでございます。同門跡領は同年7月29日に足利義教が自筆書状で安堵し、その際に付された目録に、三条坊門八幡宮の所領として摂津国時友名が掲げられておりますが、本資料は先に安堵された所領に対する諸役免除と守護使不入を認めたものということがわかります。時友名は尼崎市北部から伊丹市域に所在した野間荘に含まれ、応永29年、西暦1422年11月7日に第4代将軍足利義持から、幕政の枢機に關与した三宝院門跡満濟が管轄する三条坊門八幡宮領として寄進されました。その後、時友名が戦国期まで同門跡領として存続しているのは、本資料にみられるように幕府からの庇護をうけていたことも一因であったと考えられます。また、応永35年、西暦1428

年 1 月、前将軍義持が重態となったことから満濟や幕府の重臣らの協議によってくじ引きで僧籍にあった弟の義教が将軍後継者に選ばれ、還俗、元服して正式に将軍に就任後、御判御教書の発給を開始するのは翌年の正長 2 年、西暦 1429 年 4 月 15 日ですので、8 月 7 日付けの本資料は比較的早期に出されたものであり、満濟との密接なかわりを垣間見ることができます。

次に指定理由でございますが、本資料は市域に所在していた時友名を含む醍醐寺三宝院門跡領の荘園支配に関わる新出の資料であり、中世の尼崎地域における荘園の様相の一端をうかがい知ることができる資料として貴重であることに加えまして、義教の御判御教書としては早期のものであり、未装で当初の姿を留めている点でも注目され、尼崎市指定文化財としての価値を有すると考えられます。参考資料として、画像と積文を記載しておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます、なお、添付資料として、令和 2 年 3 月 23 日現在の尼崎市指定文化財の一覧、尼崎市文化財保護審議会からの答申書の写しを記載しておりますので、あわせてご清覧賜りますようお願い申し上げます。指定日につきましては、本日の教育委員会での議決後、3 月 24 日を予定いたしております。以上で、「議案第 28 号 尼崎市指定文化財の指定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 207 ページのタタリ柱木製品が玉杖形木製品とどういう関係か。

歴博・文化財担当課長 タタリ柱木製品は、玉杖形木製品と形状が似通っている糸を紡ぐための木製品であることから参考に掲載しております。

濱田委員 土の中にそのままあったのか。

歴博・文化財担当課長 木製品は土の中の水分具合が適度でないと形が残らないが、206 ページの写真のとおり出土されました。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第 28 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第 28 号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第 3 「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会 3 月定例会報告事項」について、ご報告い

たします。お手元の資料、217ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。2月市議会定例会につきましては、会期が2月21日から3月24日まであり、このうち2月27日に文教委員会が、3月6日には代表質疑が、3月9日には予算特別委員会における文教分科会が、3月16日から17日にかけて総括質疑がございました。教育委員会3月臨時会につきましては、3月9日及び18日に開催され、その3月18日には臨時会終了後に第6回教育委員協議会が開催されました。

次に、学校教育関係でございます。学校園の卒園式及び卒業式につきましては、2月28日に尼崎高等学校及び尼崎双星高等学校、3月2日に琴ノ浦高等学校、3月6日にあまよう特別支援学校の高等部、3月13日にあまよう特別支援学校の小中部、3月17日に中学校、3月18日に幼稚園、3月19日又は23日に小学校で行われました。

続いて、社会教育関係でございます。3月13日に令和元年度尼崎市文化財保護審議会があり、2件の文化財を指定候補物件とする旨の答申が出されました。

最後に、4月の主要行事予定表でございます。4月1日に辞令交付式が、4月3日に教育委員会始業式がございます。学校園の入園式及び入学式につきましては、4月7日に成良中学校琴城分校、4月8日に小学校及び尼崎高等学校、尼崎双星高等学校、4月9日に中学校及び琴ノ浦高等学校、特別支援学校、4月10日に幼稚園で行われます。4月定例会につきましては、27日15時30分から開催いたします。報告は、以上でございます。

- 松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。
- 徳山委員 教育委員会の始業式は行う予定か。
- 管理部長 現時点では、換気等の対策に気をつけて開催を予定しています。
- 磯田委員 学校の再開時期も未定か。
- 松本教育長 全体的には再開の流れになるかもしれないが、専門家会議の見解からすると、再開を断言するのは早すぎる。
- 磯田委員 各学校へは始業式が延期される可能性があることの連絡はしているのか。
- 学校教育部次長 明日、教育委員会も含め、市の新型コロナ対策本部会議において各局の対応方針について協議します。
- 磯田委員 市の方針となるか。それとも教育委員会独自で判断するのか。
- 学校教育部次長 本部組織であることから、教育委員会の判断が市の判断となります。

松本教育長 4月以降再開しないと学習に影響を及ぼすことから再開はしたいが、市として決定する必要があり、状況をみている。

濱田委員 部活動はどうなるのか。

北垣教育次長 中学校は、校長会で3月31日までは行わないとした。4月1日以降は、市の方向性により従うが、各学校で判断することになるかと思います。高等学校は、県立に合わせる予定です。

礒田委員 入学式は、卒業式に準じて行うのか。

北垣教育次長 そうです。

松本教育長 これから休校の判断も考えなければならない。感染者が出たら学校が2週間閉鎖されるが、どう評価するか。本人の出席停止や、学級閉鎖にするとかも考えていかなければならない。例えば、1人であれば出席停止、2人だと学級閉鎖など考え方があり、答えはないが研究しながら対策を考える。

礒田委員 それは、本人か。家族もか。

松本教育長 今は、親が感染した場合、いわゆる濃厚接触者の場合も2週間学校閉鎖にしているが、引き続き維持するのか緩和するのかを考える。感染が広がってなければ、学校閉鎖する必要のない可能性があるが、その基準を国は作ってくれないから市町村で判断しなければならない。

松本教育長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。  
それでは、ここからは非公開とし、議案関係者以外は ご退席ください。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第12号」の内容については、職員課が別途作成)

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後7時10分、教育長は閉会を宣した

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。